

第1回妹背牛町議会定例会 第2号

令和2年3月11日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
 - 1) 広田 毅 議員
 - 2) 渡辺 倫代 議員
 - 3) 鈴木 正彦 議員
 - 4) 石井 喜久男 議員
 - 5) 佐々木 和夫 議員
 - 6) 田中 春夫 議員

○出席議員（10名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 宮崎 博 君 | 2番 渡辺 倫代 君 |
| 3番 鈴木 正彦 君 | 4番 石井 喜久男 君 |
| 5番 広田 毅 君 | 6番 佐々木 和夫 君 |
| 7番 小林 一晃 君 | 8番 田中 春夫 君 |
| 9番 赤藤 敏仁 君 | 10番 渡会 寿男 君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | |
|-----------|-------------|
| 町 長 | 田 中 一 典 君 |
| 副 町 長 | 廣 瀬 長 留 次 君 |
| 教 育 長 | 石 井 美 雪 君 |
| 総 務 課 長 | 篠 原 敬 司 君 |
| 総 務 課 参 事 | 菅 一 光 君 |
| 企画振興課長 | 廣 澤 勉 君 |
| 住 民 課 長 | 清 水 野 勇 君 |
| 健康福祉課長 | 河 野 和 浩 君 |
| 建 設 課 長 | 西 田 慎 也 君 |
| 教 育 課 長 | 浦 本 雅 之 君 |
| 農 政 課 長 | 廣 田 徹 君 |
| 農委事務局長 | 山 下 英 俊 君 |

代表監査委員 菅 原 竹 雄 君
農 委 会 長 瀧 本 賢 毅 君

○出席事務局職員

事 務 局 長 滝 本 昇 司 君
書 記 山 下 仁 美 君

◎開議の宣告

○議長（渡会寿男君） 皆さん、おはようございます。ただいま議員全員の出席がありますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡会寿男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、佐々木和夫君、小林一晃君を指名します。

◎日程第2 一般質問

○議長（渡会寿男君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

最初に、5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） （登壇） おはようございます。通告に従いまして、質問をいたします。

新型コロナウイルスが世界を席卷しており、各国が見えない敵と戦っておりますが、いまだに終息が見通せない状況に改めて危機管理の難しさを感じているところでございます。一刻も早い終息を願っているところであります。

さて、今定例会では、新年度よりスタートいたします第9次妹背牛町総合振興計画の事業において妹背牛町立小中学校の建て替えが予定されており、今後小中学校の児童生徒の減少が見込まれることから、小中学校の統廃合も想定をされます。そこで、現時点での小中学校の統廃合についてお伺いをいたします。

1点目、今後10年間の本町小中学校の児童生徒数の推移についてお伺いをいたします。

2点目、本町小中学校の統廃合に当たって学校教育法、教育基本法などで要件や制限があるのかをお伺いいたします。

再質問を留保して1回目の質問を終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） それでは、私から広田議員の妹背牛町立小中学校の統廃合についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の今後10年間の児童生徒の推計でございますが、現在小学校では118名の児童、中学校では48名の生徒、計166人在籍してございます。当面12人から15名程度の新入学児童の入学が見込まれておりますが、令和6年の新入学児童が9名、令和7年が5名、この2年間で極端に少人数となっております。また、昨年4月以降に生まれた新生児12名おりますが、この12名が新1年生として入学するのが令和8年度

となり、この年の小学校の児童が64名、中学校の生徒が42名、106人と推計しております。また、同じく本年度生まれた12人のお子さんが中学校に入学するのが令和14年度であり、14年度の中学校の全生徒数は26名に、ちょっと想像のつかない驚きの生徒数が推計値として今見込まれてございます。今後の学校の在り方については、こうした実態を踏まえた検討が必要であると考えてございます。

続いて、2点目の統廃合に当たり学校基本法等の要件、制限があるのかとのご質問でございます。学校の設置におきましては、学校教育基本法及び同法施行規則に基づき配置されます。各自治体は、学校規模適正化計画というものを策定し、その計画に基づいた学校を設置することになります。この計画の策定段階では、学校の統廃合も含めまして各市町において地域の特性や実情に応じた学校教育の在り方や最適な学校規模を検討することが求められております。また、平成28年の4月に学校基本法が改正されまして、小中一貫校の新たな学校種類として義務教育学校が制度化され、自治体の判断による柔軟な学校種類の選択が可能となっております。加えて、児童生徒の教育条件の改善を基本としつつも、地域コミュニティの中核として防災、保育、地域との交流の場など学校に様々な機能を持たせ、学校づくりがまちづくりにつながることも推奨されております。こうした観点から、児童生徒数に応じ、教室の数などには一定の基準はございますけれども、学校の統廃合、またどういった学校にするか、そういったものにつきましては教育関係の法による制限はなく、本町独自の学校づくりが可能であるのご認識いただければと考えておりますので、答弁と代えさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） 今るる課長にご答弁いただきました。現在小中合わせて166名の児童生徒、令和8年には小学校64名、中学校42名、106名というお話でございます。新生児の出生数も今年度は12名と、本当に私どもの時代からしますと隔世の感を禁じ得ないところでございます。新年度からスタートします子育て支援、移住、定住促進事業が始まりますけれども、これが功を奏して児童生徒数の増加に期待しておりますが、現時点では今ほど課長からご答弁があった数字のように小中学校の統廃合を視野に入れて準備をしなければならない状況ではないかなと考えております。

そこで、課長答弁にありましたように、学校のつくり方といいますか、につきましては各自治体によって決めることができるようなご答弁もございましたけれども、そのことなどを踏まえて次のことについてお伺いをしたいと思います。

1点目、仮に小中学校の統廃合に当たり、その手法として小中一貫型小中学校、義務教育学校があるとお聞きしておりますけれども、それらの違い、メリット、デメリットについてお尋ねをします。

また、小中学校校舎の建て替えに当たり、小中一貫型学校、義務教育学校、それぞれを選択した場合、建設費など国の補助率に違いがあるのかどうかをお伺いをいたします。

2点目、今後想定される小中学校校舎建て替え、小中学校の統合に向けてのタイムスケジュールについてお伺いをいたします。

再々質問を留保して再質問を終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、議員ご指摘の義務教育学校と小中一貫校、それぞれの違い、またメリット、デメリットということでございますけれども、小中学校が統合した場合に単に統合校とするのか、小中一貫校とするのか、選択肢がここで分かれます。単なる統合校とした場合は、小学校と中学校が同じ建物にあるというだけで、小学校の教員は小学校の指導、中学校の教員は中学校の生徒の指導のみ実施するという形になります。一方、小中一貫校では、近隣でいきますと沼田町のような隣接型小中一貫校、また雨竜町も令和2年から小中一貫校に取り組むとお聞きしておりますけれども、雨竜町のような一体型の小中一貫校、また最も多いのが分離型というふうに3つに分かれます。中学校の教員が小学校で授業を行う乗り入れ授業、また運動会、体育会等の主要行事の合同実施等、小学校と中学校間の接続、連携をスムーズにするというのがこの小中一貫校の目的ですけれども、いずれも小学校6年間、中学校3年間の枠組みの中で実施されることとなります。この小中一貫校の究極の姿が義務教育学校であると言われております。小学校6年間、中学校3年間、この枠組みを廃止いたしまして、例えば4年、2年、3年、あるいは4年、3年、2年など、9年間を自由に教育課程を選択し、早い段階で算数ですとか理科などの授業を教科担任による専科として実施できます。また、子供たちの日常を全教員が共通して認識できると、この義務教育期間の9年間同じ環境の中で子供たちを見守る体制が構築され、深く個々に寄り添った指導に取り組める点が大きなメリットとなります。また、デメリットといたしましては、9年間一貫した環境の中で過ごすため、高校進学後においてギャップが発生する可能性がある、また中学校入学という今まである大きな区切りがなくなるため、今から中学校に進学するのだという自覚が希薄化することなどが言われております。また、小学校の早い段階で登校渋りなどの問題が出た場合もこの問題が長期化するおそれなどが挙げられております。また、学校運営に関しましても学校長の高い力量も要求されるのが義務教育学校であると考えております。現在道内の各地においてこの小中一貫の取組に加えまして、義務教育学校の取組も増えてきておりますので、様々な取組事例を検証していきたいと考えております。

また、費用の関係ですけれども、単純に小学校の建設、中学校の建設とするのか、あるいは統合校とするのか、補助金につきましては2分の1補助については変わりませんが、統合校を建設する場合は残りの町負担分を過疎債で対応することができます。なおかつ、過疎債については、残額100%充填することができます。さらに、返還におきましては、その7割が交付税として返ってくるというメリットがございます。一方、通常の学校建設になりますと、2分の1補助に加えまして、残りにつきましては90%が義務教

育債の対象となります。ですので、そこで10%の町の持ち出しが出てくるということで、財政面からいっても統合校で今後推移していくのが最も望ましいのかなというふうに考えてございます。

それから、今後のタイムスケジュールの関係ですけれども、目安といたしましてはまず今の学校を増改築するのか、あるいは小中学校それぞれ新築とするのか、統合校とするのか、教育委員会案について令和2年から3年度にかけて検討し、令和3年から4年にかけてまして学校配置適正化検討委員会を制定いたしまして、この中で教育委員会の素案、協議、決定し、先ほど申し上げました学校規模適正化計画を策定いたします。そして、令和4年から5年にかけてまして学校運営検討委員会というものを立ち上げ、その中で小中一貫校とするのか、義務教育学校とするのかを決定していく流れになろうかと考えております。基本設計については令和6年、実施設計については令和7年、校舎の建築工事、令和8年、9年、それから旧校舎の解体については令和10年、グラウンド整備も令和10年から11年という今後のスケジュールとなっております。また、設計金額等につきましては、第9次まちづくり計画の中に記載してございますけれども、これはあくまでもつかみでありまして、実際にどのような学校にするのか今後協議を重ねていった上で、例えば次年度から厚田で実施されます義務教育学校などについては保育所施設等も学校の中に持たせているというような状況もありまして、そういった例も見ながら適切な建設費をはじいていきたいと考えております。第9次まちづくり計画は、あくまでも参考ということで認識していただければと考えておりますので、ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁終わりました。再々質問ありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） 今課長にお答えいただいたように、私も今スケジュールお話しただきましたけれども、まだ着手しておりませんので、あくまでも現時点でのというお話になろうかと思えます。今のタイムスケジュール、特に非常に作業量が多くて、実際に実施計画、また建設に至るまで相当な時間と濃い審議が必要になってくるのかなと思っております。そんなことでありますけれども、児童生徒のために細やかな配慮の下、粛々と準備を進めていただきたいと考えております。

今度の理由、特に新校舎の建設に当たってまちづくりに関係した校舎の機能を持たせるというお話が一部課長の答弁の中にもありましたけれども、私も課長からせんだって伺った部分についてはこの4月1日ですか、から厚田のほうで新校舎が、学校校舎ができて、その中に今お話があったように保育所が併設されていたり、札幌の北白石小学校では図書館が併設されるということで、毎日開設されているわけではありませんけれども、週に3回ほど区民の方に利用していただけるような形態を取っているという学校もございます。この間ホームページのサイトなりいろいろ調べましたけれども、本州ではもっとまちづくりのための機能を持たせた学校校舎を建設、設置しているところもいろいろあるようです。今日はお話を申しませんけれども、そんなことも参考にしながら、先ほど申しました準備

を進めていただきたいなと思っております。このことにつきましては、学校の校舎の建て替え、また統廃合についても今ほどお話があったように審議会などの答申をもって判断される事案と考えておりますけれども、私ども議員今後も注視をしていきたいと考えております。

最後になりますけれども、教育長に今までのやりとりを聞いた中で次のことについて現時点での考え方を伺いたしたいと思っております。教育長に就任されまして初めての教育行政執行方針を公表されました。感慨深いものになったのではないかなと推察をさせていただきます。子供は、学校、家庭、地域で育ちます。また、地域参加の学校づくりは、子供たちの教育の場を大きく広げます。また、改築、統合は、新たな学校づくりのチャンスでもあります。地域参加の学校づくりは、学校と地域への愛着が増し、まちづくりも広がるとも言われています。こんなことも踏まえながら、小中学校校舎の建て替え、小中学校の統廃合も想定される中、将来的に残念ではありますけれども、複式学級も現実味を帯びる中、児童生徒にどのような学びの場を提供されるのかをお伺いして、私の質問を終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、教育長。

○教育長（石井美雪君） ただいまの広田議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

まず、小中学校の統廃合に向けましては、課題が山積している状態です。道内でも先ほど議員おっしゃられましたとおり、工夫を凝らした学校も多々ございます。今後視察も兼ねて検討してまいりたいと考えているところです。また、6年後の児童生徒、先ほど課長申し上げましたとおりかなり縮小されてくるという状況の中、地域住民の実態も兼ねまして教育環境、学習形態を把握しながら、今現在の教育活動を基盤にコミュニティ・スクールでさらなる進展を図りながら、特色ある学校づくりを展開していきたいと今現在考えているところでございます。

簡単ですけれども、ご答弁といたします。

○議長（渡会寿男君） 以上で5番議員、広田毅君の一般質問を終わります。

続きまして、2番議員、渡辺倫代君。

○2番（渡辺倫代君） （登壇） 通告に従い、質問いたします。

妹背牛振興公社、妹背牛温泉ペペルの今後の構想、方向性について町長へお尋ねいたします。今年、令和2年度からのまちづくりの指針となる第9次総合振興計画が策定され、妹背牛温泉大規模改修も事業一覧表に記されております。町長は、町政懇談会の折の町民の方からの質問には令和2年度にリニューアル後の集客状況や経営状況なども含めた調査設計を行い、その内容によって今後の改修内容を検討していくと広報で答えられております。また、議会行財政等調査特別委員会においてペペル温泉10項目以上の経営改善計画が示され、今年4月から来年3月までの1年間をかけて維持と運営を踏まえた基本計画を策定し、この基本計画と経営改善により総合的に判断して今後の方向性を決めるとされております。しかしながら、ポンプの老朽化からか源泉からの温度は低下し、重油代はかさ

み、露天風呂は休止、赤字補填に2月に3,000万の温泉助成金が臨時議会において可決されましたが、さらに赤字予測に追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染の継続的な広がりにより入館数も宴会も影響を受け、営業損益はさらに落ち込むことは必至の状態となっております。1年後に決められるとされている方向性ですが、これまでこの1年間に起こり得る公社の経営状況は果たしてその方向性を待っていられるのでしょうか。町長は、30年近くにわたって町民の健康と憩いの場としてのペペル温泉を町の持続可能な施設としてどのような方向性を持たれて経営されていくのか、振興公社社長としての町長のお考えをお伺いいたします。

再質問を留保し、終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） ただいま渡辺議員から頂きました妹背牛振興公社、ペペルの今後の構想、方向性についてご答弁を申し上げます。

まずは、妹背牛温泉ペペルの運営につきましては、昨年春先の従業員不足により宴会料理の外注及びレストラン定休日の設定、さらには昨年末からの源泉温度の低下による露天風呂の休止などにより入館者数は激減し、光熱費や燃料費の高騰もあり、本年度はおよそ3,000万円の大幅な赤字決算となる見込みとなりました。急遽先月臨時議会を招集させていただき、温泉の赤字補填のため町からの温泉助成金3,000万円を追加していただくことになりました。さらに、追い打ちをかけますように、先ほど議員おっしゃったとおり新型コロナウイルス感染症の影響により宴会数はほとんど100%キャンセルになりました。また、さらに入館者数もこの状況におきまして減少の一途をたどっているところでございます。もしこの状況が続くとしますと、これから先の1年間もまた厳しい状況が訪れてくるのではないかなと今推測しているところでございますが、もちろんコロナウイルス以前に立てました喫緊の課題に講じなければならず、12月より振興公社管理職を招集し、月1回の定例会議を開催し、課題解決に向けた協議を現状行っておりますし、またその中から改善経営計画を作成しております。また、求人方法も変更しまして広く外にも呼びかけ、この中から新しい求人が今なかなか少ないとはいえ入ってきている状態でございます。また、この運営も踏まえた基本計画、それからペペルの持続的な維持に関する計画策定のために令和2年は調査基本設計、これを予算として770万円委託設計費として上程をさせてもらっております。この中身は、建物のもちろん状況分析、それから温浴施設の市場調査、それから施設の構想、この町の規模、あるいはこの町が目指す保養施設としての在り方、それから観光施設としての位置づけの中でどのバランスが一番いいのか、それから事業運営計画をどのように立てていったらいいのかという調査設計を中心に行わせていただきたいと思います。どちらにいたしましても、地域の保養施設として30年近く働いてきたペペル温泉、それから観光施設としての面からも一定の集客を図ってきた現状の中で今様々な赤字を抱えておりますけれども、これを維持していきたい方向で考えております。

ご答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

2番議員、渡辺倫代君。

○2番（渡辺倫代君） 先ほど質問したことに关しまして町長からお答えいただきましたが、今回の令和2年から3年にかけて行われる調査設計、改修に向けて過疎債を使つての条件は、やはりリニューアルが必要条件であるということは、それに向かつての調査であるということも聞いております。今回今年度の商工費の予算のうち、実に商工費の総額6,300万円のうち公社に関する先ほど町長がおっしゃった全て合計いたしますとほぼ半分に近い2,700万、限りなく半分に近いというのは私も承知しております。ただ、30年近くにわたって町の大切な施設でありました温泉ペペルに対しまして、だからこそ町民の方も大変心配されているわけでありまして。これは、どの方が社長であつても老朽化は避けて通れない現実でありますし、その状態の経営に猶予なく取り組む必要があるのはもちろんでございますが、今回の質問はそのことをお聞きしているわけではありません。もちろんふるさと納税の委託に加えて、3,000万加えてようやく3,000万の赤字、営業損益は6,200万という予想でございますが、ペペル温泉を今まで同様の規模で観光施設としても続いていけるように経営されるのか、それとも規模を縮小することも視野に入れて町民の保養施設への重きを置かれるのか、そういうところをお聞きしたいと思つています。

第9次の総合振興計画の51ページにペペル温泉に关しましては、今後町長がどのような方向づけをされても対応できるような文章でお書きになっておられます。それは、妹背牛温泉ペペルをよりよい憩いの場として利用していただけるよう施設、設備の改修を行いますと記されております。誰のとか、町民のとか、そういう主語の文言はございませんが、町民の健康と憩いの場としての大切なペペル温泉を持続的に維持、運営するためにはどのようなかじ取りを町長がされても対応できるような文章になっております。町長の昨日の令和2年度における町政執行方針の中で、昨日は簡易版でございましたが、自ら3年目のかじ取りの航海とうたつておられます。ですから、求められているのは、今私がお聞きしたいのは改修の計画とか経営改善ではなく、あくまでかじ取り、社長である町長の方向性があつての経営改善や今後の改修計画ではないかなと思つております。ですので、この質問といたしましては、先ほど申しましたように方向性をどちらにかじを取られるのか、向かう先をお聞きしたいと思います。

○議長（渡会寿男君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 渡辺議員の再質問にお答えしたいと思います。

執行方針の中に書かせていただいたのは、27年前にペペル温泉が最初に掘られて使われたスタートの時点では保養施設とうたつていたわけでございます。それから、現状非常に泉質も良く、観光施設としても運営のめどが立ってきた時期がございました。そういう中で今まで流れてきたわけですがけれども、それこそ老朽化の中でこのままあそこを廃れさ

せるわけにはいかないと。今議員おっしゃりましたような二者択一の方向性の中で考えるということ自体が、今の段階でははっきり出せるものでもございません。この基本計画の中で調査設計を委託しまして、それから近隣の各市町村1個ずつ持っているわけです、その動態を踏まえた中で、もちろん保養施設としては生き残らせるつもりでいますけれども、どの程度の観光資源を呼べるのかというのはこの基礎調査委託によってはっきり出てくるものと思っております。もちろん保養施設として縮小していくということではなくて、保養施設として残すのですけれども、それ以後の調査基本設計委託を頂きましてどの程度の観光資源の肉づけもできるのかという方向性を一緒に考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○2番（渡辺倫代君） ありません。

○議長（渡会寿男君） 以上で2番議員、渡辺倫代君の一般質問を終わります。

続きまして、3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君） （登壇） 通告に従いまして、一般質問いたします。

現在新型コロナウイルスで大変世界中いろんな恐怖の中でというか、情報が少ない中でいろいろ対処に苦慮しているところであります。一刻も早く終息に向かっただけのことを願っております。今回の質問の中には、今年の東京オリンピック・パラリンピックの絡みもございますが、若干不安な要素も残されているという報道もあるのが現実でございますが、そんな中で今年東京で行われるオリンピック、パラリンピック、その一部の種目として札幌でもマラソンや競歩の競技が行われます。さらに、来年には2030年冬季オリンピック・パラリンピックの開催地が決定される予定になっておりますが、その候補地として札幌が最有力であるような情報も得ておるところであります。

そこで、妹背牛町にあるカーリングホールも直接そのオリンピック、パラリンピックに関われないにしても、ある意味絶好のチャンスであるのではないかと捉えられてもいいのではないのでしょうか。平成15年に屋内専用施設、妹背牛町カーリングホールが完成しました。それ以前からも屋外で行われていたカーリングの歴史を考えると、地域資源として近隣との差別化を含めて今以上に有効利用ができるのではないかと、さらにはフルシーズンでのカーリングホールとしての活用もできる施設としての更新も含めてお考えをお伺いいたします。

さらに、現在カーリングホールでいろんな団体が合宿をしているところでありますが、さらには大会等で妹背牛町に宿泊されたり、近隣に宿泊されている方もいらっしゃいます。それで、残念ながら宿泊施設が少ないために通いで合宿を諦めたり、近隣に宿を取ったりというような状況が見受けられます。そこで、妹背牛町の施設で合宿、宿泊をすることが可能な施設は今以外のところではないのでしょうか。例えばコミュニティー交流センター研修館などもかつては妹背牛商業高校バレー部の合宿施設として使用していた場所がありますが、当然町内で旅館を経営されていたりだとか、コテージを保有していたりだとか

ということとのバランスもあることと思いますが、今眠っている施設をよみがえらせる可能性はないのかということをお聞きさせていただきたいと思っております。

再質問を留保し、終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうからは、まず議員ご質問の1つ目のカーリングを地域資源と考えることについてご答弁申し上げます。

仮に冬季オリンピックが札幌で開催されることとなれば、本町のカーリングホールは大いに活用が期待されるところでございます。本町は、練習会場として札幌から2時間圏内であり、大会からの合宿において海外チームを呼び込むことも可能であるというふうに考えてございます。過去の例としましては、ロシアのナショナルチームが2017、平昌オリンピック前の1週間、札幌に滞在しまして、そのうちの1日、本町を利用したということもございました。実際オリンピックの開催につきましては、10年後というような話ではございますが、その時期が近づけば当然誘致に力を入れるべきだと考えてございまして、カーリング自体のそもそもの裾野を広げるために現在展開しております北空知におけるカーリング親子体験ですとか、ふるさと納税の返礼品によるカーリング体験のほか、カーリング自体を広めていくために今後はメディアを使ったPRにも力を入れたいというふうに考えてございます。

また、フルシーズンの活用につきましては、カーリングホールの冬期利用は11月から3月までの5か月間ですが、仮にそれ以外の期間も運営した場合、特に夏場の気温が高い時期を考えると、施設設備につきましては冷凍機を増設するですとか、断熱の関係で施設の屋根または外壁などの改修も必要となってきますので、当然そこには多額の工事費がかかってくることとなります。全体的な経費を考えると、カーリングホール施設自体の建て替えというような可能性も出てくるところでございます。さらに、維持経費も人件費を含めましておおむね冬場の2.5倍から3倍程度、それ以上はかかってくるというような予測もされるところでございます。また、カーリングホールは、通常の体育施設と異なり、指導員も配置しなくてはならないところでありまして、指導員の多くはカーリング協会を通して農家の方にやっただいていただいているというような状況でございますし、冬場以外はその人員確保も大変困難だというふうに考えてございます。また、夏場につきましては、カーリングホール、子供たちの遊戯施設として活用してございます。町内外からの利用者で大変にぎわっておりますし、今ではうらら公園と併せたご利用や天候に左右されない屋内競技施設として定着してございますし、これらの事情を勘案しますと現段階では夏場利用をやめてまでカーリングホールを通年運用にするというような考えはございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、2つ目のご質問の合宿施設についてでございますが、カーリング大会時における宿泊につきましてはおおむね年間三、四回あるというふうに聞いてございます。その場合におきましては、まず町内の宿泊施設のほうをご利用いただき、そちらのほうに埋まり

ますと近隣の市町の宿泊施設を利用されているというふうにも伺っているところでございます。また、大学生の合宿につきましては、移動手段や費用の関係もございまして、できれば町内で宿泊を希望したいというふうにも伺っているところでありますが、仮に町内の宿泊ができないという形であっても通いで来ていただくような事例はございませんので、近隣に泊まってそのまま宿泊して本町の施設を利用いただいているというふうにも聞いてございます。

また、お話に出ました旧コミュニティプラザ交流館につきましては、議員おっしゃるところ以前は研修施設として活用しており、バレー部の合宿等による利用を期待していたところではございますが、妹背牛商業高校が廃校後はほとんど利用がなく、平成17年にはその関係条例のほうを廃止してございます。現在は、その施設につきましては社会福祉協議会のほうで管理していただいておりますし、わかち愛もせうしのほうでもご利用いただいているということでございます。現状の利用形態のまま宿泊の用途を加えるというのは、大変困難だというふうに考えているところでございますし、この建物自体も築50年以上経過しているということで当然耐震化等の改修工事が必要となってきますし、その改修費用及び運営形態を含め改めて検討が必要だというふうに考えておりますし、今のところ建物自体の合宿施設としての活用については考えてございません。今後につきましては、移住、定住用の宿泊施設の整備というのも現在検討してございまして、今おっしゃられたような合宿施設につきましてもその必要性を含め、それと併せた形で検討すべき事案だと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君） 今ほど答弁いただきました。まず、施設につきましてですが、現在妹背牛町のカーリング人口といいますか、協会員数280人であります。11月から3月にかけてずっと協会長杯というのをやっております、その人数は1チームに対して7試合か8試合ありますから、チーム数はちょっと確認していなかったのですけれども、かなりの試合が行われているという現状があります。さらに、カーリングというゲーム自体が残念ながらメジャーな競技でもなく、何万人も入れるような大会は開けるわけではございません。ただし、今回の日本選手権においてもずっとテレビ放送されます。近年、ここ何年かはずっと放送されて視聴者もかなり増えているのではないのかなと。さらには、その大会の中で妹背牛町出身の選手も出ておられます。この4月からの就職先はどこですよと、出身大学はどこですよと、そこまでは放送の中で紹介があったのですけれども、残念ながら出身地までアピールしてもらえないことはありませんでした。これもきつとうちのホールがもうちょっと大会に関われるという話ではないけれども、カーリング協会自体の中では妹背牛町の協会もかなりの位置にあるのではないのかなと。そういうのは理解しているところなのですけれども、もっと町自体が先ほど出ましたカーリング協会におんぶにだっこの状態を脱する必要もあるのではないのかなと。カーリングホール維持自体ももっと

積極的というか、逆に民間、協会をもっと利用するのであれば指定管理も含めてもいいのではないのかなと。そんな中ですることによって指導者の確保であるとか、人を育てるところにもつながっていけないのではないのかなと。メジャーではない競技でありながらも、可能性を秘めた競技であるということは間違いないと思います。

そんな中で過去にもいろいろ日本選手権であるとか、ジュニアの世界大会まで行っていたよというようなことはあったのですが、町としてどれぐらいその選手をバックアップできていたのかなと、もっと方法はあったのではないのかなというふうな気はします。その辺も含めながら、今後地域資源としてカーリングホール、カーリングという競技をもっと大事にして妹背牛を少ない、お金は確かに維持はかかります。でも、大会参加に対しての広告宣伝という言い方変かもしれませんが、そういう利用の仕方もあるのではないのかなというふうに思っております。

移住、定住におきましても例えば温泉であるとか、いろんな財源の出し方とか、移住、定住方法あると思われま。ですが、残念ながらほとんど近隣でも温泉もあつたり、いろんな施策も行われております。その中で差別化ができるとすれば、ほかにない施設、ほかにない資源というのも大事にできて差別化として差別をするという形の中で必要なことでもないのかなというふうに思っております。そんなことを含めながら、町として今後どのように、今以上にバックアップはしてほしいのですけれども、関わっていいのかということをお伺いしたいと思います。

次の宿泊施設なのですけれども、町民の中にもあそこ電気夜ついているよねという言われ方をします。2階です。現状としてあそこを宿泊のための利用をされているということは、ちょっと答弁と一貫性がないような気がしますが、その辺も含めながら、できない理由を探すのではなくて、あそこをもっと、何年もつか分からないけれども、やれるだけ生かせるような方法は考えられないのかお伺いいたします。

再々質問を留保して終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 再質問に対しましてご答弁させていただきます。

まず、カーリングホールの施設自体と、またカーリング自体の普及に関してはちょっと一緒にはできない、別問題だというふうに認識してございます。施設につきましては、先ほども申し上げましたとおり今後冬季オリンピックの仮の話もございしますが、今後を見据えた中で様々な検討した中で改修等必要であれば、当然それは検討していかねばならないというふうに考えてございますし、それとは別にカーリングの普及といいますか、実際カーリングにつきましては例えば札幌のほうでありましてなかなか1つの団体組織の中から1つのチームができないというような、いろんなところから人が来て1つのチームができるというような現状も伺ってございます。そのためには、先ほども申し上げましたが、やはりカーリングにもっと興味を持っていただいて裾野を広げる必要があるというふうに考えてございますので、カーリング自体は本町の取組としましては小中学校の授業と

して取り入れてございます。学年によって違うのですが、年間2回から4回授業で取り組んでいただいて本町において当然差別化というか、本町でしかできないような競技を体験していただいているところがございます。また、北空知の親子体験につきましてもカーリング協会さんのほうで精力的に近隣の市町に呼びかけていただきまして、現在そういう体験をしていただいているところでもございますので、そういった意味で裾野を広げるための取組としてはやっておりますが、実際先ほどお話出ました移住、定住に関しましても新年度から様々な取組を行っていくところではあるのですが、議員おっしゃられるとおり本町でしか体験できないという差別化を考えたときにカーリングを体験できますよという部分もやはり一つの魅力として移住、定住の取組に取り入れていきたいなというふうに考えてございます。貴重な地域資源として、そのあたりは考えなければいけないなというふうに考えてございますし、繰り返しになりますが、メディア等を活用したPRも積極的にやっていきたいなというふうに考えてございます。

それから、2点目の宿泊施設についてでございますが、こちらにつきましては実態として過去の実績としてもなかなかこちらのPRがまずかった部分も当然あるかと思うのですが、ご利用いただけていなかったという部分もありますし、当然宿泊していただくためには施設自体の安心、安全な建物でなくてはならないという部分で先ほども触れましたが、耐震化等必要になってきます。そういうような形を整備してまで合宿のほうにという考えは、現在のところはないのですが、繰り返しになりますが、移住、定住の施設、例えばお試しの移住のための施設を今後仮に造ったとなれば、それを有効利用するですとか、建物でなくてもほかの場所で実際やっている例としましてはトレーラーを購入してだとかという部分もあります。そこら辺も含めていろいろ検討していきたいですし、今現在先ほど鈴木議員おっしゃられた宿泊としては使って、現在2階のほうで1名住まわれているという事例についておっしゃられたというふうに考えてございますが、そちらにつきましては緊急措置的な形でペペル温泉の従業員に住んでいただいているというような現状がございます。それは、雇用する上での条件の一つとして、かまどを設けなくて手ぶらで来て、その中で温泉の業務に当たっていただくというような条件で、そのような形で緊急的に当該施設の2階に住んでいただくというような形で、施設の改修につきましてもその部屋のみ改修した形で何とか住んでいただけて雇用できたというような現状がありますので、そこが宿泊しているというふうな捉え方をしてしまうと、ちょっとなかなか誤解を招く部分ではあるのですが、そのような現状もここで改めてご説明させていただきます。

なかなか答弁となっていないのかもしれませんが、このような説明でご理解いただきたいというふうに思いますので、ご答弁に代えさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○3番（鈴木正彦君） ありません。

○議長（渡会寿男君） 以上で3番議員、鈴木正彦君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたしたいと思います。なお、再開は10時10分といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時10分

○議長（渡会寿男君） それでは、再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） （登壇） 通告に従いまして、質問いたします。

新型コロナウイルスで死亡なされた方に深くお悔やみを申すとともに、入院なされた方には一日も早い回復を望む次第でございます。一日も早く普通の生活に戻れるよう望むところでございます。

1番目に、インフルエンザ予防接種について、一部補助についてお伺いいたします。毎年インフルエンザが流行し、小中学校では学年、学校閉鎖などが起きております。本町では、インフルエンザ予防接種一部補助を乳幼児から高校生までを対象とし、実施していますが、保育所、小学校、中学校の従事者がインフルエンザ予防を行うのも重要であります。保育所、小学校、中学校の従事者にインフルエンザ予防の一部補助などの予防接種を行うことも重要と考えますが、お考えがあればお伺いいたします。

次に、インフルエンザ予防接種を行ってもインフルエンザにかからないとは言われませんが、緩和されると聞いております。教育関係者、児童が予防接種を受けたかどうか、その調査などは行っているのかお伺いいたします。

次に、インフルエンザ予防接種一部補助は、乳幼児から高校生までと65歳以上であります。役場、企業でも職員がインフルエンザにより休むことで業務、業績の低下にもなりますが、インフルエンザ予防接種一部補助を拡大し、妹背牛診療所の接種者に対して一部補助すると予防及び妹背牛診療所の収入となるとと思いますが、お考えがあればお伺いいたします。

次に、農業先端技術普及事業についてお伺いいたします。今後の事業について伺います。今年でGNS S研究会と行ってきました事業も完了いたしますが、農業先端技術普及事業は今後どのように展開するのか、お考えがあればお伺いいたします。

次に、ドローンでの農薬散布等については、ドローンでの次世代農業ともよく聞きます。本町でも個人でドローンを購入した方がおられますが、農作業用ドローンの購入者に対する補助など、この事業化が重要と考えますが、お考えがあればお伺いいたします。

再質問を留保しまして終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 私のほうからまず1点目のインフルエンザの予防接種における一部補助についてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のように、インフルエンザの予防接種の一部助成は、質問の1つ目と3つ目

にありましたように本町においては乳幼児から高校生ままでと65歳以上の高齢者、さらには妊婦の方を対象に行っております。そうした中で1点目の質問にあります子供たちと接する機会の多い保育所、小中学校のいわゆる保育、教育従事者の予防接種は、議員ご指摘のとおり重要と考えておりますし、現場でもそれぞれ予防接種の喚起は行っているようにございます。ただ、個人的な考えもあり、全員が受けているわけではないようですし、2つ目の質問にあります予防接種を受けているかどうかの調査も関係者、児童とも特に行っていないと確認しております。

そうした中で1つ目と3つ目の質問にあります一部助成の拡大についてですが、議員ご指摘のように一部助成により予防につながり、また診療所で受けていただくことで収入増にもなるかもしれませんが、現在本町においてはそれぞれ企業で助成しているところもございますので、保育、教育者を含め一般住民への助成は今後の検討課題とさせていただきたく思っております。ただ、近隣町の助成状況を鑑み、罹患リスクの高い乳幼児から高校生ままでと、また妊婦の方におきましては、今冬、今年の冬において議員各位のご理解もいただき、財政部局とも調整し、補正対応により現在の一部助成から全額助成の実施を検討しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 農政課長。

○農政課長（廣田 徹君） 2つ目の農業先端技術普及事業についてお答えいたします。

まず、1点目の事業の今後の展開ですが、同事業の追加要望について今後研究会が調査をする予定であります、継続して事業を実施するかは未定でございます。その他につきましては、ロボット農機の調査研究をしていく予定であります。

2点目のドローンに対する助成でございますが、これまで水稻の基幹防除等につきましては農協指導の下、町全体の防除組合で実施してございまして、主にラジコンヘリの組織で防除を行っております。個人のドローンの購入、あるいは数名での共同購入につきましては、これらの体制を崩すことが懸念されておりますことから、町が率先して助成することは現在のところ考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） 1つ目のインフルエンザについて再質問いたします。

これ個人的な問題でなかなか難しいところはあると思うのです。それで、生徒さんだけでも先生が把握すべきではないかと思うのです。それで、これはちょっと聞いたところによると、幼稚園はお母さんが今日インフルエンザを打ちに行きますので、何時から行きますというお話で大体その幼児の方々が打ったかが分かると。小学校はどのような形になって、また中学校はどのような形になっているのか分からないですけれども、まず病院が平日しかやらないので、その辺を先生方に強制とは言わないですけれども、やはりそういうのも要は把握するのも大事ではないかと。それと、そこの教員、教育者、また従

事する人たちが生徒にうつすということは、まずあり得ないと思うのですけれども、その辺も自覚としてご指導はできないのかということで、そういうことはやはり教育者としても従事者としても今後するというのは義務とは言いませんが、常識的なものではないかと私は思う次第でございます。それで、教育関係いろいろあるかと思いますが、その辺の教育的なことを教育委員会、また健康福祉課でご指導をしていただければと思いますが、どう思うか、答弁よろしく願いいたします。

それで、再々質問終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 議員ご指摘のとおり、やはり個人的に教育、保育も含めてなのですけれども、そういう従事者のその辺の意識、自覚というのは当然必要だと思っておりますし、今回の質問の調査についても教育委員会のほうとも確認した中で、教育委員会としても一応今後のことも検討していきたいということで、私は健康福祉課の立場でその辺のところをまた教育委員会とも連携した中で取り進めていきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○4番（石井喜久男君） ありません。

○議長（渡会寿男君） 以上で4番議員、石井喜久男君の一般質問を終わります。

続きまして、6番議員、佐々木和夫君。

○6番（佐々木和夫君） （登壇） 朝のテレビにしろ、新聞にしろ、日本、また世界的にもコロナウイルスの問題が報道されてございます。その中でも今朝の新聞にも小さく載っておりましたが、我々日本人にとっては3.11は忘れてはならない日ではないかなと思っております。9年前のこの3月11日に東日本大震災が大きな被害を各地にもたらしたわけでございます。昨年12月の時点で死者が1万5,899名、行方不明の方が2,529名おられたと発表されております。改めて亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

さて、通告に従いまして、質問していきたいと思っております。働き方改革関連法が昨年4月より順次施行されたことを受けて、人事院は人事院規則を改正し、超過勤務命令の上限の時間の規定を改正しております。このことが地方公務員に対してどのように変わったのか伺いたいと思っております。いわゆる地方公務員も労働基準法の一部が適用されておるわけでございます。このことによって地方公務員がどのように年間の労働時間、また個々の時間の偏り、時間外労働に対する整理、このようなものが各行政に求められております。今言ったこの3点について質問してお伺いしたいと思います。

再質問を留保して終わりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（渡会寿男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（篠原敬司君） 私からは、地方公務員の働き方改革について答弁いたします。

議員からお話がありましたとおり、平成31年4月1日から働き方改革関連法が施行さ

れたことに伴い、人事院は昨年の2月に時間外労働の上限の規制の導入に当たりまして人事院規則の改正について通達されたところでございます。本改正におきましては、従来法律上は残業時間の上限はなく、あくまでも行政指導のみでございました。しかし、法律の改正で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。この法律による上限は、月45時間かつ年間360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、月におきましては100時間未満、複数月平均につきましては80時間を限度とした設定の中で必要最小限の超過勤務を命じるもの、また上限を超える職員に対し申出がなくても医師による面接指導を行う措置を講ずるとするものの改正でございます。これによりまして、地方公務員は全てこれを適用するものとなっております。

本町の職員の時間外労働につきましてでございます。過去3年間の実績でございますが、平成28年度におきましては対象職員42名、年間の合計時間数が1,363時間、1人当たりの年間平均にしますと32.45時間、平成29年度におきましては対象職員数43名、合計時間数が1,174時間、1人当たりの年間平均が27.3時間、平成30年度におきましては対象職員が40名、合計時間数が944時間、1人当たりが23.6時間の平均となっております。

個々の偏りにつきましては、業務の都合上どうしても夜間、休日に出勤し、事業を実施、参加することもあり、偏りとは言い難いものでございます。

最後になりますが、時間外労働につきましての対応ですが、超過勤務はあくまでも命令行為です。職員の給与に関する条例、職員の勤務時間、休暇に関する条例及び規則に基づきまして時間外手当を支給及び事業、業務の代替措置、代休措置をしているところでございます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

6番議員、佐々木和夫君。

○6番（佐々木和夫君） 今回なぜこの働き方改革で、また本町役場職員の勤務時間の状況を知りたいと思ったのは、昨年ですか、北海道内の標津の24歳の男性職員と、また12月にですか、これは後志管内ですか、泊村のこれまた男性職員、24歳の方が亡くなっております。自分自ら命を絶ったわけでございます。この中の標津の男性職員は、昨年の4月に人事異動において亡くなる時の現場に、仕事に従事されていたわけでございます。今国では、行政に対しまして地方分権一括法の適用をされ、行政自らいろんな事業を展開するようなことになってございます。この標津では、修学旅行生の受入れをしていたと新聞では書いてございました。年間2,000名以上の修学旅行生を受け付け、そしてまた新たにその受付先の業務を担当するようになったのがこの24歳の男性でした。業務の引継ぎも非常にまずかったと、後々の弁護士さんのお話から浮き彫りになってございます。誰にも言えなく、そして自分一人で抱え込んでいった末にもうどうすることもなく、自分自ら命を絶ったようでございます。なかなか時間外労働にしますと、団体に仕事をす

るわけにはございません。それに対して本町の役場のほうでも、先ほど課長も徹底した整理をされているようにお聞きしました。しかしながら、このようなことはやっぱり二度と起きてはいけないことだと思いますし、本町において時間外労働に対して時間外勤務表、また代休表と定期的に上司の方は整理、また最低確認されているのかお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡会寿男君） 答弁、副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうから今の佐々木議員の再質問に対してご答弁をさせていただきます。

先ほど総務課長より3年間の本町の時間外の実績、これ法改正と比べまして当然そこまでするような時間数ではないというような現状でございます。それと、今議員のほうから標津町だったのでしょうか、24歳の男性職員の方が業務が繁忙というような中で困苦を抱えてというようなことだったと思います。それで、4月1日も近づいておりますけれども、人事異動につきましては個々の性格ですとか等々を加味しながら、本当に慎重に配置をしていかなければならないというふうに考えておりますし、あとその確認ですか、確認については先ほど時間外につきましては、これは命令行為ですので、当然命令をする側は、課長等は確認をさせていただいているところでございます。いずれにいたしましても、本町の場合グループ制をしいております。そんな中で今標津のあった例がどのような機構、組織かちょっと存じませんが、グループ制のいいところはやはりそのグループ内で分担した中で業務をこなしていくというようなことが利点かなというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○6番（佐々木和夫君） ないです。

○議長（渡会寿男君） 以上で6番議員、佐々木和夫君の一般質問を終わります。

続きまして、8番議員、田中春夫君。

○8番（田中春夫君） （登壇） 最初に、新型コロナウイルスに感染され、亡くなられた皆様のご冥福をお祈りするとともに、今治療中を余儀なくされている皆様にお見舞い申し上げます。

発言通告に従いまして、新型コロナウイルスについてお伺いいたします。感染経路がはっきりしない新型コロナウイルスが神奈川、東京、千葉、和歌山など全国各地で発生しており、国内でも見えない感染が広がっている可能性を示していると考えられます。北海道でも新型コロナウイルスの感染拡大を受け、鈴木知事は2月の28日の夕方、北海道感染症危機管理対策本部会議で同日から3週間集中的に対策を講じるとして緊急事態宣言を発表し、道民に対して29日から3月の1日の週末の2日間の外出自粛を要請、これが報道されました。本町でも小中学校が2月の27日から3月の10日まで休業というか、休校中ですが、また保育所にわたってもそういう措置が取られました。道内で3月の11日現

在で111人が新型コロナウイルスに感染した報道がありました。

2003年に流行したSARSでは、ほとんどの感染者が重症化し、典型的なウイルス肺炎を発症したのです。患者のほとんどが見つかることができました。しかし、新型コロナウイルスでは、軽症者や症状が現れていない感染者がかなりの割合で存在すると考えられ、軽症者がそれと知らずに周りに感染させてしまうという見えない感染が広がっていると考えられます。今回のウイルスは、潜伏期間も感染性があることを示すデータが得られています。つまり発症して隔離しても発症する前にほかの人に感染する可能性があるということ、そのためにSARSのように感染者を徹底的に見つけ出して接触者の中から発症した人が出て早期に隔離するということは使えません。人から人の感染であることも今分かってきました。感染者と接触した距離を置いて時間いた場合のリスクも高くなっています。空気感染のような空間全体に広がるものではないです。

日本でも毎日多くの季節性インフルエンザで亡くなっています。しかし、そのほとんどは、インフルエンザの感染後における細菌性肺炎やインフルエンザの感染をきっかけに寝たきりの高齢者などが心筋梗塞など別の原因で亡くなるというインフルエンザ関連死です。しかし、新型コロナウイルスは全く違い、重症化の割合が低くても重症化すればウイルスそのものが肺の中で増えるウイルス性肺炎を起こします。重症のウイルス肺炎治療が困難ということですが、そこでお伺いします。

本町では、地域内の流行が起こるという前提で医療体制をどのように準備を進めているのか。

2つ目に、公的病院でウイルスの検査体制、整備がどのように確立されているのか。

3つ目に、インフルエンザに対してはワクチンや抗インフルエンザ薬、さらには迅速診断キットなどというツールがありますが、このウイルスには現時点ではそういったツールはありません。自分たちで守るといふか、その対策マニュアルの今徹底が必要と思われませんが、どのようになっているかお伺いいたします。

2つ目に、児童生徒に対する不審者についてお伺いいたします。新聞、テレビ報道、児童生徒に誰々さんのお宅知っている、お菓子上げようか、かわいいねなどと言って声をかけて巧みに接近して連れ去られるというケースが起きています。つい最近テレビで滝川市内の小学校で不審者の対応の仕方を警官が不審者役をし、子供たちに具体的な事例対応を教えているところを見ました。子供たちの登校時は、先生方やPTA役員の方々が門に立って一人一人の生徒に声をかけていることも見かけております。しかし、残念ながら私の見る範囲ではありますけれども、色あせた子供SOSというステッカーをたまたま見かけることもあります。子供たちに何かあれば、駆け込める場所として設けられていると思います。現状はどのようになっているのか、また本町ではこのような事例は発生していないのかお伺いいたします。

大人の目線で訪問者を尋ねられることや一緒に家まで案内していくこともまれではありません。しかし、子供たちにとって見知らぬ人が自分の方向とその人の目的地が一緒の方

向となると、今まで話したことの無い方は不審者に見えてくるのです。日常的なつながりが無い知らない人とお話をしないが子供たちの中にあり、子供たちの自分を守る最大の防壁だと思います。児童生徒の不審者の対策だけでなく、大人が何でも無いと思うかもしれない恐怖心を感じる時でもあります。子供たちにこうしたことを率直に感想や不審者に対する事件というか、そういうことを見て恐怖を感じていないのかどうか、対話やアンケートなどでそれとなく聞き出して指導していただけないかどうかお伺いいたし、再質問を留保して終わりとします。

○議長（渡会寿男君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 私のほうから1点目のコロナウイルス対策についてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策におきましては、本町は2月26日に対策本部を立ち上げ、日々情報収集した中で適宜対応策の協議や発熱等の気になる風邪症状があるときの対応について住民向けの周知を全戸回覧、ホームページ掲載、新聞折り込み等でさせていただいたところがございます。既にご承知のとおり、空知管内近隣でも発症が確認されており、いつ本町で発症してもおかしくない状況と認識しており、1点目のご質問の医療体制をどのように進めているか、関連していますので、2点目の検査体制についてですが、新聞報道にもされていますように今月6日より保険適用となっておりますが、それでも現在は検査のできる医療機関や道内で1日に検査できる数も限られており、やはりまず気になる症状が出た場合はかかりつけ等の医療機関に相談、もしくは受診していただいた中で、その医療機関より保健所を通じて現在非公表となっておりますが、検査できる医療機関での対応という体制となっております。

3点目のご質問にありますように、このコロナウイルスそのものに効く抗ウイルス薬や迅速な診断キットは国では現在開発中と言っておりますが、まだなく、現時点では感染した場合はやはり対症療法しかなく、一部報道で既存のぜんそく治療薬で症状の改善効果があったと言われておりますが、それは一部の症例でしか言えないと思っております。やはり既に住民周知させていただいておりますように、小まめな手洗い、うがい、マスクの着用とせきエチケットの徹底、感染しやすい環境下への外出自粛、睡眠と栄養を充分取った上での免疫力を高める、多くの方が触れるドアノブ等の消毒といった議員ご指摘のとおり自分たちでできる予防対策を徹底していく必要があるものと認識しております。ただ、もし本町で感染者が出た場合ですが、当然保健所からの指示に基づいた対応が必要で、公共施設等の使用禁止や制限はもちろん、発生経路、濃厚接触者等を踏まえた中で消毒等も必要になってくるかと思われまます。保健所に確認しますと、感染者が個人所有の持家の場合には行政としては特に消毒は要らないとされており、例えば公営住宅で感染者が発生した場合などはやはり共有部分の手すり等は消毒が必要と考えており、また例えばお一人暮らしの方が感染された場合の住宅の管理だとか、子育て世代の親御さんが感染し、子供さんが独りになり、身寄りが無い場合は当然ケース・バイ・ケースで行政として対応、支援して

いかなければならないものと考えております。

いずれにしましても、予防により感染が拡大しないよう、万が一感染者が出た場合は保健所の指示も頂きながら、迅速な対応により感染を拡大させない対応ができるよう、そして何といたってもやはり住民の不安を少しでも軽減できるよう対策本部を立ち上げておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 児童生徒に対する不審者について私からご答弁申し上げます。

1点目の不審者対策の指導についてでございますけれども、ご指摘の子供SOSステッカーですが、これにつきましては登下校中に不審者に遭遇した場合逃げ込む場所の目印ということで現在も活用されております。また、本町では、1区6町内会の方々によりまして登下校の安全対策ということで子供110番運動というものを取り組んでいただいております。これは現在も継続してございます。

なお、近年発生しております下校中の児童生徒を狙った悪質事件に鑑み、学校での指導におきましては登下校中に不審者に遭遇した場合はこのステッカーのあるなしにかかわらず、商店や民家に逃げるよう指導してございます。また、こういった内容につきましては、年3回長期休暇に入る前に新聞折り込みにより住民周知も実施しております。今週3月14日にも学校のほうから新聞折り込みを出すというふうに聞いてございますけれども、その中でも同様のことが記載されてございます。町民の皆さんには、この場を借りて併せてご協力をお願いしたいと考えてございます。

また、不審者の発生事例ですけれども、明らかに不審者であると確認し、空知教育局にも報告した例が平成25年の冬に1件発生しております。

また、登下校対策でございますけれども、小学校、中学校では危機管理マニュアルというものを作成してございます。登校から下校までの間、自然災害も含めまして想定されるあらゆる児童生徒の危機回避について作成しているものでございますけれども、不審者目撃情報等があった場合には速やかに駐在所等に連絡をし、パトロールを強化していただく。また、PTA役員、それから民生委員による見守り隊等の出役をいただき、登下校の見守りを実施している状況にあります。また、状況によっては、保護者による送迎を要請するなどの対応を取っておりますけれども、現在不審者によりそのような保護者による送迎を実施したという例はございません。

2点目の心のケアの問題でございますけれども、議員からもご指摘あったとおりこれまでも不審者に後をつけられた、知らない人に声をかけられた、変質者がいたという報告を数回受けてございます。特に小学校児童からの報告が主なものとなりますけれども、その都度駐在所と連携し、調査したところ、偶然行き先が同じ場所であった、あるいは学校の近くに住む高齢者であったなど不審者でも何でもなかったという事例が多々ありました。こうした例から見ましても、警戒することはもちろん重要ですが、不必要に子供たちに恐怖心を持たないよう学校のほうでは指導してございます。仮に恐怖心を持った子供

が発生した場合につきましては、心のケアとして担任や養護教諭に加えましてスクールカウンセラーも積極的に活用することとしてございます。加えまして、児童や生徒の挨拶運動も取り組んでおりまして、町内の方には積極的に挨拶をするよう指導しているところがあります。町民の方も登下校中の児童生徒には積極的に挨拶いただくことで子供たちにも安心感を与えると同時に、登下校の見守りにつながると、またコミュニティ・スクールの中でもそういった取組をしていきたいというふうに考えており、この点も含めて再び町民のご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

○8番（田中春夫君） ありません。

○議長（渡会寿男君） 以上で8番議員、田中春夫君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（渡会寿男君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、12日は午前9時より本会議を再開いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員